

新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第22号

新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則
新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（一連の調達契約のうち、最初の契約に係る一般競争入札の公告において、当該契約以外の契約に係る一般競争入札の公告をその入札期間の末日の前日から起算して少なくとも24日前までに行う旨の公告をした場合は、24日前）」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。